

「まごころ遊具」募集要項

1. 「まごころ遊具事業」について

みんなで名古屋の公園を魅力的にしていくため、市民や企業の皆さまから「あたたかいメッセージ付きの遊具」を寄附いただき、公園に新しい遊具を設置するものです。今回の募集では、小さなお子さんが楽しめる「ロッキング遊具」、大人の方を対象とした「健康器具」の寄附を募集します。

遊具には、寄附者のお名前とメッセージを記したプレートを取り付け、公園や子供たちへまごころのこもった想いを記します。

2. 次のような方や場面での寄附を想定しています

- *公園を利用する、公園を愛する個人・団体・企業等の皆様から
- *結婚・出産・退職など心に残る人生の記念や思い出に
- *大切な人への感謝を表現するきっかけに
- *企業等の社会貢献活動の一環として

3. 募集概要

(1) 対象公園

名古屋市管理するすべての都市公園

(ただし、公園の規模等により、ご希望に沿えない場合も ありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。)

(2) ロッキング遊具の種類と価格

ロッキング遊具につきまして以下の名古屋市公式ウェブサイトから確認できます。(「まごころ遊具」で検索してください)。

- ※ 遊具の価格には、標準設置工事費および消費税が含まれています。
- ※ こちらに示すほか、名古屋市が指定する他のロッキング遊具のデザインも寄附の対象とします。

(3) 健康器具の種類と価格

その他の健康遊具につきまして以下の名古屋市公式ウェブサイトから確認できます。(「まごころ遊具」で検索してください)。

- ※ 遊具の価格には、標準設置工事費および消費税が含まれています。
- ※ こちらに示すほか、名古屋市が指定する他の健康のデザインも寄附の対象とします。

(4) 記念プレートの仕様と記入例

真ちゅう製で文字はエッチングによる彫り文字で表示します。



プレート：真ちゅう製 幅80mm×高さ50mm

(5) 応募期間

随時募集中

(6) 応募方法

申込書に必要事項を記入のうえ、下記の窓口にご提出ください。

申込書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(「まごころ遊具」で検索してください)。

また、ファックス・メール・郵送・下記窓口でも配布いたします。

【申込窓口（問い合わせ先）】

名古屋市

緑政土木局 緑地部 緑地利活用課（まごころ遊具担当）

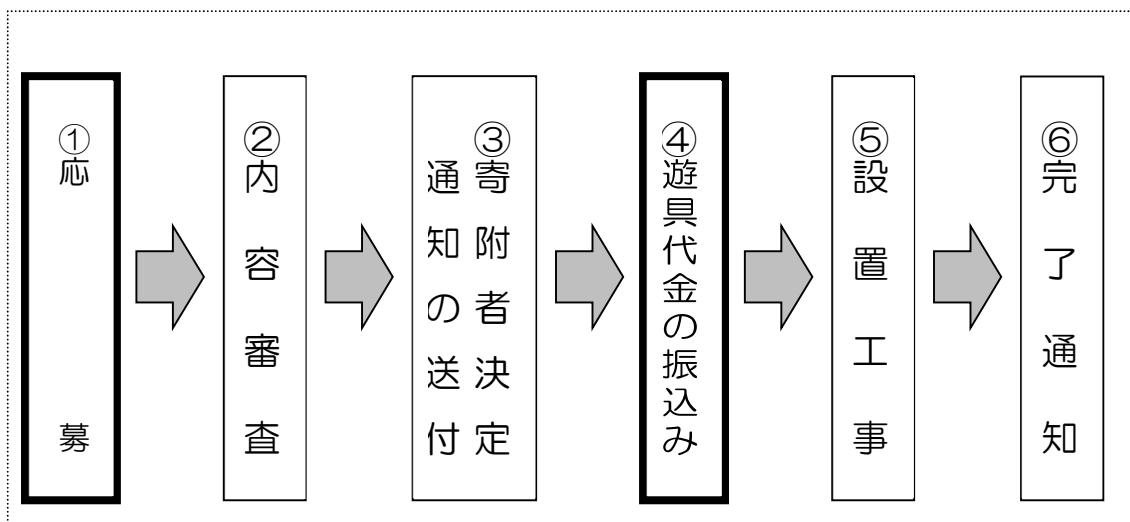
〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所西庁舎5階）

（電話）052-972-2489 （ファックス）052-972-4143

（メール）a2808@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

(7) 応募から設置までの流れ



寄附者には、図の①と④の手続きを行っていただきます。

4. その他の注意事項

(1) 寄附者等の表示

寄附者名等の表示については、個人名・団体名・企業名・ロゴおよび簡単なメッセージ（商品名は除く）が、8cm×5cmの大きさの金属プレートに表示できます。

ただし、以下が含まれる寄附者名およびメッセージは認められませんので、ご注意ください。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する業者の名称。
- イ 名古屋市暴力団排除条例第2条第1号に規定する「暴力団」の名称。
- ウ 公園管理者が、当該公園の景観又はイメージにそぐわないと判断する表現。また、品位にかける表現、個人・団体に対する誹謗・中傷、社会貢献の表現を逸脱した広告に類する表現などふさわしくないと判断されるもの。
- エ 商品名等特定の品物の呼称あるいは、政治・宗教を連想させる呼称等。

※表示する寄附者名等については、名古屋市で審査を実施し、内容の変更等をお願いする場合があります。

※寄附者名・メッセージ等に著作権等を生じるもの（歌の一節・有名人の名前など）は、寄附者の負担と責任で記載してください。

(2) 寄附者の制限

次に掲げる個人、事業者等からの寄附はお受けできません。また、申し込み後にこの事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する「風俗営業」その他これに類する事業者
- イ 名古屋市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」

(3) 財産の帰属等

寄附された遊具は名古屋市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、7年経過後老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、撤去又は移設することがあります。

(4) 設置場所

寄附をしていただく遊具の、当該公園内での設置場所は指定できませんのでご了承ください。

また、応募多数の場合は、申込基数を調整させていただく場合があります。

(5) 完了通知

遊具設置後、遊具の位置、写真等を記載した「完了報告書」をお送りします。

(6) 遊具のデザイン及び製造・設置について

本事業は、一般社団法人日本公園施設業協会中部支部の協力のもとに実施します。遊具の製造・設置についても、同協会が担当しますので、遊具代金の振り込み先は、一般社団法人日本公園施設業協会になります。

(7) 寄附金の扱い

原則として、寄附金が振り込まれた後の表示内容の変更はできません。また、一旦振り込まれた寄附金は返金できませんのでご了承ください。